

平成20年12月

逗子市教育委員会定例会

平成20年12月25日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成20年12月25日逗子市教育委員会12月定例会を逗子市役所5階第5会議室に召集した。

◎ 出席者

委 員 長	村 松 邦 彦
教 育 委 員	五十嵐 樹
教 育 委 員	竹 村 史 朗
教 育 委 員	山 西 優 二
教 育 長	村 上 裕
教 育 部 長	柏 村 淳
教 育 部 担 当 部 長 (文化・教育ゾーン担当)	森 本 博 和
教 育 部 次 長 青少年会館長事務取扱	武 藤 正 廣
教 育 部 参 事 学校教育課長事務取扱	富 澤 義 弘
教 育 部 参 事(文化・教育ゾーン担当) 市民交流センター長事務取扱	福 田 隆 男
教 育 総 務 課 長 庶務係長事務取扱	館 兼 好
教 育 総 務 課 課 長 補 佐	永 島 重 昭
学 校 教 育 課 主 幹 (学務担当)	永 田 寛 夫
学 校 教 育 課 主 幹	服 部 純 子
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	小 泉 雅 司
生 涯 学 習 課 長	山 田 茂 樹

生涯学習課主幹 (文化財保護担当)	竹内敏春
体育課長 兼体育館長	岩崎優
教育研究所長	高館正明
沼間公民館長	大久保博
図書館長	草柳庄一

事務局

教育総務課主任 佐藤多佳子

- ◎ 開会時刻 午前10時05分
- ◎ 閉会時刻 午前11時25分

- ◎ 会議録署名委員決定 五十嵐委員、山西委員

○村松委員長

それでは、会議に先立ち、傍聴の皆さんにお願い申し上げます。傍聴に際しては、入り口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されましたときは退場いただく場合もありますので、御了承ください。

会議に入ります前に、本日の会議から新しく委員に任命されました山西優二さんが御出席ですので、一言ごあいさつをお願い申し上げます。山西さん、よろしくどうぞ。

○山西委員

改めて、山西といいます。どうぞよろしくをお願いいたします。今、私は早稲田大学の教員として、まさしく教育学にかかわっておりますが、もう既に15年ぐらいたっておりますが、この25年ほど市民の立場から教育にかかわり、また逗子では10年ほど前からPTAであるとか、あるいは学校開放であるとか、最近は福祉教育のほうにもかかわらせていただいておりますので、そういう面では改めて今回、教育委員という立場で逗子の教育にかかわらせていただきますので、改めてよろしくをお願いいたします。

○村松委員長

どうもありがとうございました。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年逗子市教育委員会12月定例会を開催いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は五十嵐委員、山西委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

◎日程第1「11月定例会会議録の承認について」

○村松委員長

日程第1「11月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと思います。

会議録について御異議ございませんか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声多数)

ありがとうございます。御質疑がないようですので、11月定例会会議録は承認といたします。

竹村委員、五十嵐委員は会議録に御署名をください。

◎日程第2「教育長報告事項」

○村松委員長

次に、日程第2「教育長報告事項」についてを議題といたします。

教育長から報告をお願いいたします。

○村上教育長

では、私のほうから報告いたします。座らせていただきます。

文部科学省が学習指導要領を改定し、本年の3月に告示したことは皆さんも御存じだと思います。以来、本市では本日この時間も学習指導要領伝達講習を実施しております。4月より県・国・市の教育委員会の説明を受け、各学校は教育委員会の指導を受け、来年、新学習指導要領に沿って前倒しで実施することを含め、学習指導要領の教科内容の趣旨を把握しております。各学校は、改定学習指導要領と本市の学校教育総合プランに掲げる3つの柱と5つの項目に沿って自校の取り組みを掲げ、授業を研究の中心に据え、基礎・基本の定着、思考力・判断力・表現力をはぐくむ取り組みが進められております。平成20年度の途中でございますが、一応進捗状況として、本年の4月から現在12月までの教育委員会の新規事業及び学校の様子の概要を報告いたします。

本年度の新規事業としては、教育指導教員の派遣事業を行っております。4月より2名の教育指導教員が、経験の浅い臨時的任用教員や、市費の少人数指導教員の巡回指導を行っております。学校からは、先生方が自信を持って指導に当たれるようになったという声が届いております。教育指導教員は、先生方の授業を観察し、その日のうちに指導・助言を行うので、先生方からも実践に結びついて即活用できる研修であるということで好評です。10月からは教育指導教員の指導対象となっております先生方すべてが2回目の授業研究を行い、参加した指導主事からもそれぞれ先生の指導力の伸長が見られたということで、報告がありました。

次に、本年度から2学期制の完全実施となりましたが、課題を乗り越えたところで評価を与えられるよう、長期休業を個別の支援が必要な子供への対応に充てるということに、中学校だけでなく、小学校でもより多くの学年・学級で取り組みがありました。先生方には休業中の登・下校について、見守りの中の不安もあったようですが、参加した子供たち、またその保護者の方々には大変好評であったようでございます。

次に、いろいろな意味で実体験の少なくなっている子供たちですが、学校ではさまざまな機会をとらえて、心を豊かにするような体験の機会をつくっております。その一つとして、アートを利用した授業ということがございます。これは、県教育委員会の事業で、音楽・演劇や美術を専門にしているアーティストが学校に派遣されまして、学校の先生とともに授業をつくっていくものでございます。今年度は市内の小学校2校が対象校になっておりまして、子供たちは水族館の生き物になりきって、一つの物語をみんなで演じながらつくっていくとか、大きな和紙をすいて紙のオブジェをつくるなど、ふだんできない体験を通して心を開放し、表現をする喜びを感じているというふうな報告がございました。

次に、学校に対しての地域の方々には、本年度も大変御協力に感謝しているところでございます。特色ある学校づくりとしての取り組みでも、地域の力をお借りして、学校の水田づくりや環境教育、中学校では学校図書館の活用をさらに促進するための蔵書のデータベースづくりをお手伝いいただいております。これは地域や保護者の方の御協力によるものですが、このデータベース化は今年度始めた作業でしたが、多くの方々の力により、ほぼ終了したそうです。検索等ができるようになったということで聞いております。

地域連携協力ということでは、今年度、新規事業であります学校・地域連携活性化委託事業、本教育委員会の事業でございますが、今年度4校の学校に地域の教育力を活用した取り組みをお願いしているところですが、地域サポーターチームを立ち上げた学校もあり、来年度にはさらに学校支援の地域本部の設立に向けて、さらに発展させていきたいというふうに考えております。

もう既にごらんになった方もいるかと思いますが、1階のホールにて、せんだって県の文化財保護のポスターの入選作の展示会がございました。本市の中学生の作品も数多く入選し、展示されておりました。京都・奈良への修学旅行の体験から、文化財への興味・関心、そういう意識の高まったところでの作品制作と聞いております。

最後は、沼間中学校で昨年度から2年間、県教育委員会の生き生きスクールの拠点校として、子供たちの健康づくり研究に取り組んでおります。このたび平成20年度、神奈川県健康推進学校、県内の小学校では2校、中学校では5校の1校として表彰されました。11月26日に表彰されましたが、これは地域の食教育に関するボランティアの方の多大な支援によるものでございます。

以上、私からの報告とさせていただきます、議会報告につきましては部長より報告させていただきます。

○柏村教育部長

それでは、平成20年逗子市議会第4回定例会の概要について御報告させていただきます。市議会第4回定例会は12月3日から12月17日までの15日間を会期として開催され、今定例会の議案等審査案件は、報告2件、議案13件、陳情は閉会中継続審査案件を含め27件であり、そのうち教育委員会にかかわる案件について御報告申し上げます。

まず、12月3日の本会議において会期の決定がされた後、全員協議会において市長報告に続き、行政委員会等報告として教育委員会から教育委員会の点検評価に関する報告書を11月28日に議会に提出した旨を報告し、報告書の概要を説明した後、質疑が行われました。

質疑の主なものは、高野典子議員から、1つ目として、今後の報告書も学校教育が中心になるのか。2つ目としまして、意見を聞いた学識経験者は逗子の各学校を熟知しているのか。3つ目として、学校における自己評価はだれが行ったのか。などの質問がありまして、それらに対し、今後も学校教育を中心に点検評価を実施していきたいと考えており、各市の報告書も参考にし、よりよい点検評価にしていくこと。また、学識経験者として意見をお聞きした高木先生は、各学校の授業公開や研究会の講師をお願いするなど、さまざまな場面で学校を見ていただいております。また学校教育総合プランの作成に当たっては、最初から最後までにかかわっていただいた方であると。そして、学校の自己評価は、校内で校長を中心に話し合っただけの結果を教育委員会に報告しているとの答弁をいたしました。

また、岩室議員からは、1つ目として、学校教育総合プランの点検評価と学校が独自に行っている学校評価との関係を説明されたい。2つ目としまして、報告書のつくりは他の自治体と同様なのか。3つ目として、今後の報告の時期等はどう考えているか。などの質問がありまして、それに対し、学校教育総合プランは本市で実現したい教育の課題をほとんど網羅しているもので、すべての逗子の子供たちに培ってもらいたい力を持たせるためにどのような教育活動を実施していくかを示しており、その評価を行ったのが今回の点検評価である。一方、学校評価は各学校が学校運営について目指すべき成果やそれへの取り組みについて抽出し、それを自己及び外部の方から評価しているものである。また、報告書の様式に基準はなく、各自治体の実情を踏まえて作成していること。そして、報告の時期については今後も遅くとも12月までには報告したいと考えているとの答弁をいたしました。

次に原口議員からは、1つ目として、学校現場の事務量の増加に配慮する観点から、報告書に記載されている内容は、学校から提出されたものの全部か、それとも抜粋なのか。2つ目としまして、Aという評価は計画を上回る顕著な実践ができたこととされているが、計画

以上のことができなくても、その計画に沿ってできたことは評価Aとしてもよいのではないのかとの質問があり、それに対し、各学校には報告書に記載のある内容以外に求めたものはなく、今後書類の作成などに時間を割くことのないよう、学校で実施している学校評価との一体化も含め、見直しをしていきたいこと。また、このプランは学校が望むと望まないにかかわらず、どの学校もすべての柱において一定水準まで到達するという性質のものである。Aと評価した学校は、次年度の行動プランの目標を引き上げ、それに取り組むこととなるとの答弁をいたしました。

その後、議案の説明が行われ、全員協議会は終了し、再び本会議が開催され、議案第57号として教育委員会に協議依頼のありました機構改革のための事務分掌条例の全部改正、議案第58号として機構改革に伴い関係条例を改正する逗子市総合計画審議会条例等の一部改正、議案第62号として機構改革に伴い改正することに加え、フェスティバルパークの運営管理ルールについて規定した逗子文化プラザ市民交流センター条例の一部改正、議案第63号として教育委員会事務局職員の人事異動等に伴う職員給与費の不用額3,239万8,000円並びに市有地の埋蔵文化財包蔵地内の試掘確認調査経費にかかる不足額130万6,000円を計上いたしました平成20年度一般会計補正予算（第3号）が提案されました。機構改革にかかわる議案第57号及び第58号については総務常任委員会へ付託され、また本定例会に新たに提出されました陳情第20号逗子市私学助成制度拡充を求める陳情、陳情第21号国・県に私学助成制度の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を含め、他の議案につきましては教育民生常任委員会に付託されました。

翌4日と5日は教育民生常任委員会が開催され、審議の結果、議案第62号逗子文化プラザ市民交流センター条例の一部改正及び議案第63号平成20年度一般会計補正予算（第3号）については全会一致で可決され、陳情第20号、陳情第21号及び継続審査となっております平成18年陳情第25号、平成19年陳情第22号、陳情第23号、いずれも逗子市私学助成制度拡充を求める陳情と国・県に私学助成制度の充実を求める意見書の採択を求める陳情については、さらなる慎重審査を求めるため、継続審査とする動議が提出され、賛成多数により継続審査とされました。

なお、総務常任委員会に付託されました機構改革関連の議案第57号事務分掌条例の全部改正と議案第58号逗子市総合計画審議会条例等の一部改正については、全会一致で可決されました。

その後、12月16日に本会議が開催され、教育民生常任委員会に付託された議案第62

号逗子文化プラザ市民交流センター条例の一部改正及び議案第63号平成20年度一般会計補正予算（第3号）については賛成多数により可決されたほか、陳情第20号、陳情第21号及び継続審査となっておりました平成18年陳情第25号、平成19年陳情第22号、陳情第23号については継続審査とする旨の報告がなされました。また、総務常任委員会に付託された機構改革関連の議案は、全会一致で可決されました。

この議決後、一般質問に入り、教育委員会にかかわる質問は10名中8名の議員からなされました。まず、12月16日には塔本議員から学校の空調整備についてと学力調査についての2件、田中議員からは青少年を薬物汚染から守る取り組みについての1件、橋爪議員からは中学校の給食についての1件、翌日17日には君島議員から文化財、景勝地の整備についてと災害情報発信についての2件、菊池議員からは中学校の入学説明会について、学区希望制について、成績表について及び文化プラザグランドオープン記念事業の企画についての4件、長島議員からは杉並区の和田中学校における学力向上に向けた取り組みと本市の学力向上の取り組みについてと特別支援学級についての2件、岩室議員からは学校災害についてと学校裏サイトについての2件、眞下議員からは学校防災計画についての1件と、それぞれ質問がなされました。答弁につきましては、事前に送付しております答弁書に沿いまして答弁をしております。これら一般質問終了後、12月6日に任期満了となりました小島教育委員の後任として山西優二さんを新たな教育委員として任命するための議案が提案され、全会一致をもって同意され、市議会第4回は閉会となっております。

以上、雑駁でございますが、報告を終わらせていただきます。

○村松委員長

どうもありがとうございました。ただいま教育長、教育部長から報告をいただきました。教育長からは総合学習プランに沿った4月から12月までの実施事項と、それから教育部長からは定例会の一般質問に対する答弁その他、機構改革が承認された等でございます。この件につきまして、御質疑、御意見はありますか。はい、どうぞ。

○五十嵐委員

教育長からお話があった新規事業の中でも、指導教諭の配置は、最初お話が出たときにも教育委員皆さんからのすごく期待も大きかったと思います。対象教諭というたしか御発言があったと思いますけれども、対象教諭とその指導する量と、マッチングはしていたのかどうか、足りなかったのか、もう少し機会が欲しかったとか、そういうことがあったのかどうかお聞きしたいんですけども。

○村上教育長

この指導員の指導する対象者は、臨任と市の少人数指導の教諭でございます。指導教員は2名でございますので、年間にわたりまして派遣計画というものをつくりまして、毎日その方が授業を見ているというわけではなくて、8校を網羅しなければいけません。それからそのための準備と反省も含めまして、一応適正な、間隔をもちながら指導を受けたということだと受けとめております。と申しますのは、臨任、少人数指導教員の県指導に当たっては、ほかの機会を校内あるいは市のほうの教育委員会の研修等もございますので、県のほうもでございます。そういう機会もありますので、加重になるということもなくて、バランスを持った適切な時期に適切な回数ということで実施しておりますので、心配はないと思います。

○村松委員長

よろしいですか。ありがとうございます。ほかに。

○竹村委員

教育長の御報告の中にありました学校支援地域本部事業にかかわる件についてお聞きしたいんですけども、中学校で1つの本部、小学校で1つの本部というような、そういう考え方でしょうか。それとも、中学校の単位で1つの本部にするのか、それとも学校ごとに本部をつくっていくのか、そういった見通しみたいなものはあるんでしょうか。

○村上教育長

学校支援の地域本部の設立については、基本的には国のほうの考え方は、中学校区という原則的なものがあるようですが、私どもは当面、各学校区、小学校、中学校、すべての学校に地域本部を設立していくという方向を目指しております。

○村松委員長

ありがとうございます。学校単位ということだそうです。ほかに。

○五十嵐委員

今のことについて。逗子の場合は学校に附属した形で設置されるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○村上教育長

地域本部の性格としては、従来ボランティア、地域の方、保護者等の協力については、学校が主体的にそういう方をお願いしていましたが、今度は学校とは別に、地域本部という一定の距離を置いた組織を持って、そこが動いていく。ですから、校長、教頭がかかわっても、それはその本部の主体的な学校支援のあり方というものを目指していきたい。詳細について

は、まだまだ全国的にもやっている地域はありながらも、私ども詳細を知っているわけではなく、これからいろいろ研究をしながらやっていかなければいけないところがいっぱいあります。規定をどういうふうにつくるのか、例えば学校支援の本部は学校との合意があればやりたいことがすべてそのままやっていいのか。そういう枠組みを含めまして、さまざまな調整と、今後検討してまいりたいというふうにご検討しております。

○村松委員長

ありがとうございます。学校が主体的にやるというわけじゃなくて、地域本部という組織をつくって継続的にやると。ただ、まだいろいろと問題があるから、それを見直していこうということですね。よろしいですか。

○山西委員

ちょっと初めてですので、どういう形で議論に参加していいかというのは全くわかりませんが。

○村松委員長

どんどん遠慮なくやってください。

○山西委員

今の学校支援本部、地域本部ですが、対象となる教育が学校教育のみであるのか、まさしく社会教育、生涯教育を含む地域全体の教育の中の教育本部になるのか、ちょっとそこは今後の議論にとってはすごく大切な部分になると思うんですが。今その動きはどこを見越した地域本部なのかということだけ確認させていただきます。

○村上教育長

ちょっと言葉が足りなかったんですが、学校支援の本部ということで、今回は学校を中心と考えてます。ただ、発展的に今後市としてどういうボランティアの派遣形態をとるかということについては、教育の部分だけじゃなくて、社会福祉協議会のほうでもボラ協の形がございまして。最終目指すのは、そういう方向になるのか、ただそこら辺の全体構造というものを含めた中でやっているわけではなくて、現在については教育委員会、学校教育の中で展開して参ります。そこら辺もしたがつて今後の課題になってくるということで考えております。

○村松委員長

いずれにしても学校中心ですが、地域に根差したいろいろな考え方があると思いますから、継続的に研究していくということですね。ありがとうございました。よろしいですか、山西委員。

そのほか何かございますか。よろしゅうございますか。それでは、教育長と教育部長の報告については終わりいたします。

◎日程第3「報告第18号議案（平成20年度逗子市一般会計補正予算（第3号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○村松委員長

日程第3「報告第18号議案（平成20年度逗子市一般会計補正予算（第3号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○館教育総務課長

それでは、報告第18号議案（平成20年度逗子市一般会計補正予算（第3号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から議案（平成20年度逗子市一般会計補正予算（第3号））作成に伴い意見を求められ、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

それでは、平成20年度逗子市一般会計補正予算（第3号）について、歳出から御説明申し上げますので、説明書の24、25ページをお開きください。

第9款、第1項、第2目事務局費及び第4目教育研究所費につきましては、人事異動等に伴う職員給与の不用額を見込み計上したものです。

第2項、第1目学校管理費から26ページ、27ページの第3項、第1目学校管理費につきましては、人事異動等に伴う職員給与費の不足額及び不用額をそれぞれ見込み計上するものです。

第4項、第1目社会教育総務費につきましては、人事異動等に伴う職員給与の不足額及び不用額をそれぞれ見込み計上するほか、説明欄4の3、埋蔵文化財保護事業については、周知の埋蔵文化財包蔵地内の試掘確認調査経費が不足するため、130万6,000円を増額するものです。第3目図書館費から28ページ、29ページの第8目市民交流センター費につきましては、人事異動等に伴う職員給与費の不足額及び不用額をそれぞれ見込み計上するものです。

第3項、第1目体育振興費につきましては、人事異動等に伴う職員給与費の不足額を見込み計上するものです。

以上で歳出の説明を終わりました、引き続き歳入の説明をさせていただきますので、4ページ、5ページをお開きください。第14款、第2項、第3目教育費国庫補助金につきましては、歳出で御説明いたしました埋蔵文化財保護事業に係る埋蔵文化財緊急調査費補助金65万3,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○村松委員長

どうもありがとうございました。今、補正予算について説明いただきました。何か御質問ありますか。よろしいですか。特に御質問、御意見ございますか。どうぞ。

○五十嵐委員

細かいことでちょっと気になったんですけど、時間外手当と休日勤務手当だけが増額しているんですけども、こちらは仕事がふえたということですか。

○村松委員長

何ページですか。

○五十嵐委員

31ページ。

○柏村教育部長

ここ数年、当初予算額において時間外勤務手当及び休日勤務手当については、予算編成の中で押さえて組んでございます。今年度が特に時間外あるいは休日の勤務が多くなったということではなくてですね、これは例年並の勤務実績ということで、認めていただきたいということなんです。

○村松委員長

例年並だそうでございます。よろしゅうございますか。ほかに御意見、御質疑ございますか。よろしゅうございますか。それでは、御質疑、御意見がございませんようですから、本件については承認をするということでよろしゅうございますか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、承認することに決定をいたしました。ありがとうございます。

改正について」

○村松委員長

日程第4「報告第19号逗子市ふれあいスクールパートナーの職務等に関する規程の一部改正について」を議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

○山田生涯学習課長

日程第4、報告第19号逗子市ふれあいスクールパートナーの職務等に関する規程の一部改正について御報告いたします。

逗子市教育委員会の所管に係る逗子市ふれあいスクールパートナーの職務等に関する規程の一部改正につきましては、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づきまして、本日御報告をし、御承認をお願いするものです。

報告書の3ページ目をごらんください。A4の横版になっておりますけれども、右上に「報告第19号資料」と記載されているものですが新旧対照表でございます。今回の改正理由につきましては、ふれあいスクール事業につきましては、授業のある日は放課後から、また授業のない土曜日及び長期休業期間につきましては午前9時から実施していることから、パートナーの勤務実態に合わせ、所要の改正を行うためのものです。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○村松委員長

ありがとうございました。放課後・週末等が入っているんですが、何か御質疑、御質問ございますでしょうか。

特によろしゅうございますか。それでは、御質疑、御意見がないようですので、本件については承認するというのでよろしゅうございますか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、承認するという事に決定いたしました。

◎日程第5「議案第14号逗子市立体育館条例施行規則の一部改正について」

○村松委員長

それでは、日程第5「議案第14号逗子市立体育館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

○岩崎体育課長

議案第14号逗子市立体育館条例施行規則の一部改正について御説明いたします。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、関係法令の整備等に関する法律が平成20年12月1日に全面施行されたことにより、改正の要があるため提案するものであります。

この法律は、5年の特例期間を置いた後、一般社団法人または一般財団法人、あるいは公益社団法人または公益財団法人に移行することとなっており、財団法人逗子市体育協会が一般財団法人または公益財団法人の選択をすることとなっております。

それでは、条文について御説明いたします。逗子市立体育館条例施行規則の一部を次のとおり改正する。第8条第1項第3号中「財団法人逗子市体育協会」を「財団法人逗子市体育協会（平成3年10月28日に財団法人逗子市体育協会という名称で設立された法人をいう。）」に改める。

附則は、公布の日から施行するものであります。

2ページ目については、資料として逗子市立体育館条例施行規則新旧対照表です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○村松委員長

ありがとうございました。法人の改革ということで、5年間で公益財団法人にするか、一般財団法人にするかというのが12月から決定いたしました。これについて今、体育館の条例施行規則の一部を改正しようということです。何か御質問ございますか。

○山西委員

すいません、文言で。設立ですか、設置ですか。今、読まれたのは「設立」と読まれていますけれども、文章は「設置」になっていますが。

○村松委員長

これは設置ですよ。設置でよろしいですか。

○山西委員

上の本文は、一番上は「設立」になっている。

○岩崎体育課長

失礼いたしました。設置でございます。申しわけございません。

○村松委員長

その他、何かございますか。

それでは、本件については御質疑がないようですので、可決でよろしゅうございますか。

(全員異議なし)

ありがとうございました。御異議がないようですので、可決することに決定いたしました。

◎日程第6「議案第15号逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則の一部改正について」

○村松委員長

日程第6「議案第15号逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より御説明いたします。

○福田教育部参事

議案第15号逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則の一部改正について御説明申し上げます。

本年度、逗子文化プラザ内に整備されたフェスティバルパークについて、平成21年度に一般開放するに当たり、必要な事項を定めるため、逗子文化プラザ市民交流センター条例の一部を改正する条例を平成20年第4回議会定例会に提案し、御承認をいただきました。これを受け、逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則につきましても、当該条例の一部改正の趣旨に従い、手続方法や遵守事項などについて、その一部の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、お配りいたしました逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則の新旧対照表を御覧ください。

第2条は、開館時間について、これまでの市民交流センターの開館時間及び屋内温水プールの最終入場時間に加え、新たにフェスティバルパークにおける地域の催し物等の行為に係る使用時間を、午後8時までとすることを追加規定したものです。

第6条は、使用の登録等について、これまでの会議室及び展示コーナーに加え、新たにフェスティバルパークを地域の催し物等の行為で使用する場合は登録について、追加規定したものです。

第7条は、使用許可の申請について、フェスティバルパークを地域の催し物等の行為で使用する場合は使用許可手続きについて追加規定したもので、その申請期間を使用する3カ月前から7日前までとし、同一日時に使用許可の申請があった場合は、これまでの会議室と同様に、抽選により決定することを追加規定したものです。

第9条は、連続使用期間等について、フェスティバルパークを地域の催し物等の行為で使

用する場合の連続使用期間を3日とすることを追加規定したものです。

第13条は、使用料の納付について、フェスティバルパークを地域の催し物等の行為で使用する場合の使用料の納付期限を、使用当日までとすること等について追加規定したものです。

第14条は、使用料の減免について、屋内温水プールを身体障がい者等が使用する場合の使用料の減免手続を、これまでの申請書に必要な書類を添えて行っていた方法を簡素化し、身体障害者手帳等を提示して、口頭により申請することができる等の改正を行ったものです。

第15条は、文中で用いる「責」という文字について、送り仮名を施したものです。

第18条は、使用に係る遵守事項について、フェスティバルパークにおける遵守事項として、1、フェスティバルパークにおいて球技等のスポーツ競技その他の著しく芝生を傷める行為を行わないこと。2、許可なく楽器の演奏等を行わないこと。3、フェスティバルパークにおいて周囲に影響を及ぼす大きな音量が発生する行為を行わないこと。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。4、フェスティバルパークの使用に伴い、当該施設に入場する者の使用を制限しない。ただし、委員会が特に必要があると認め、許可を得たときに限り使用を制限することができる。5、ごみその他汚物を捨てないこと。以上の項目を追加規定したものです。

第2号、第4号、第8号及び第9号の各様式につきましては、フェスティバルパークを地域の催し物等の行為で使用する場合の使用許可及び減免に係る申請、及び通知手続きに必要な項目を新たに追加したものです。

なお、この一部改正規則は、第14条の使用料の減免については平成21年1月1日から、第6条の使用の登録等、第7条の使用許可の申請、第9条の連続使用期間等、第2号様式、第4号様式、第8号様式及び第9号様式につきましては平成21年3月1日から、そのほかの改正規定につきましては平成21年6月1日から施行いたしますが、先に開催された平成20年第4回市議会定例会において、逗子市事務分掌条例の全部改正を御承認いただきましたことに伴い、平成21年4月1日以降に施行する改正規定につきましては、逗子市教育委員会規則から逗子市規則に移行した上で施行する予定となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○村松委員長

ありがとうございました。フェスティバルパークが完成に伴って、この逗子文化プラザ市民交流センターの条例が変更される。一部改正するということに対する今の問題です。何か

御質疑、御質問ございますでしょうか。

○五十嵐委員

最後のところに申請書がついているんですが、これは減免の申請と許可の申請は一緒に出すんですか。何か手順があるんですか。申請書と減免の申請書ありますよね、これは。手順としては規定されていないと思うんですけども、その辺は、この申請許可がおりてから減免申請を出すのが手順ですか。

○福田教育部参事

減免の手続と使用許可申請は別ものでありまして、減免につきましてはプールに入るときなどの手続きということでございます。

○村松委員長

わかりましたか。

○五十嵐委員

後ろのほうについている書式なんです。市民の方が手続されるときに、減免を受けたいときには一緒に出すのか、別々に出すのか。その辺が入ってなかったなと思ったので。

○村松委員長

使用許可申請書と、それから減免の申請書を同時に出すのか、使用許可申請書で決定してから減免申請書を提出するのか。

○福田教育部参事

例えばフェスティバルパークに限りましては、地域の催し物などの関係でお使いになる場合であれば、当然使用許可の申請をしていただきます。内容が目的に合っていれば許可が出るわけです。それと、減免も申請をなさりたいということであれば、あわせて申請をいただくと、そういう趣旨でございます。

○村松委員長

わかりました。あわせて申請するということがいいということです。

そのほか。

いいですか。それでは、ただいまの御質疑、御意見ございますでしょうか。引き続き。よろしゅうございますか。

それでは、御質疑、御意見がないようですので、本件については可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

ありがとうございます。御異議がないようですので、可決するという事に決定いたしました。

◎日程第7「議案第16号教育財産の取得の申出について」

○村松委員長

それでは、日程第7「議案第16号教育財産の取得の申出について」を議題といたします。事務局より御説明いただきます。

○館教育総務課長

議案第16号教育財産の取得の申出について御説明いたします。

今回、沼間小学校用地である沼間1丁目54番の406.61平米を取得いたしたく、別紙のとおり長に対し申し出をするものです。よろしく御審議をお願いいたします。

○村松委員長

ありがとうございます。教育財産の取得について、今、御説明ありました。資料は見ていただいて、何か御質問ございますでしょうか。

○五十嵐委員

以前の久木でこういうことがありましたっけ。私、このときにお聞きしたかと思うんですが、今、学校で使っている土地で、まだ借地というところはほかにもあるんですか。

○館教育総務課長

小・中学校で、概算なんですけれども、40%ぐらいがまだ借地です。

○村松委員長

よろしいですか、ちょっと質問。

○五十嵐委員

はい、委員長、どうぞ。

○村松委員長

まだ多分ですね、取得するにいくらとか、そういったものはないんですか。全部借用地として、いつごろすれば最終的に決定する予定ですか。

○館教育総務課長

土地の交渉等は管財課が鑑定をとってやるような形になります。

○村松委員長

見通しはいつごろ。

○館教育総務課長

来年度の予算で、こちら借地が来年の3月31日で切れますので、その辺のお話で地主の方とお話ししたところ、買い取りを希望されていまして、今回こういう形で議案を提出させていただきました。

○村松委員長

わかりました。ほかに何か御質問ございますでしょうか。

今、借地ということですがけれども、これを地主の要請によって買い取るとか、来年度予算で最終的に決定するということです。何か御質疑、御意見ありますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。御質疑、御意見がないようですので、本件については可決するというところでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

ありがとうございます。可決することに決定いたしました。

◎日程第8「その他」

○村松委員長

日程第8「その他」を議題とします。議事として何かございますでしょうか。

○森本教育部担当部長

図書館及び文化プラザホールの運営体制について報告させていただきます。

平成20年6月定例会で、その他事項といたしまして、平成20年度市長ヒアリング結果を報告させていただきました。図書館につきましては、図書館長の専門職化、非常勤職員を中心とした運営体制を検討すること。また、文化プラザホールにつきましては、直営を前提に新体制のシミュレーション、コスト分析を示すというようなことで指示が出されておりました。行財政改革集中改革プラン逗子市の取り組み概要による定員管理の適正化によりまして、平成17年度515人であった定員を平成22年度には416人に減員することとなっております。この影響は教育委員会においても必至であり、図書館及び文化プラザにおいては、現在週40時間勤務の常勤職員を減員し、任期付職員の採用により非常勤事務嘱託員のリーダー的まとめ役とするなどで、現在のサービスの維持向上を目指すものでございます。

今回、図書館及び文化プラザホールのおのおので任期付短時間勤務職員を募集することいたしました。採用数につきましては、図書館にフロア業務主任として4名、文化プラザホー

ルには2名を予定しております。図書館では非常勤職員を中心とした図書館の能率的な運営体制をつくるため、非常勤職員を指導管理する一般職の任期付職員を公募、採用するものです。また、文化プラザホール採用予定2名のうち1名につきましては、自主事業の企画運営に携わったことのある者として、現在の自主事業の運営のリーダーとなる人材を、もう1名は自主事業以外の貸し館及び維持管理業務等を担当することとしております。これも経験者を採用するものです。

募集につきましては、広報1月号及び市ホームページ、そして文化プラザの募集につきましては、トヨタアートマネジメントというホームページがございます。それとあと地域創造という団体のホームページのほうに掲載する予定でございます。以上で説明を終わります。

○村松委員長

ありがとうございました。図書館及び文化プラザホールの運営体制で、新たに職員を募集する。一般職任期付短時間勤務職員ということで募集するということです。何か御質疑、御意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○竹村委員

文化プラザホールの館長さんは、外部の専門的な方ということですがけれども、資格は何か資格が必要なのか。それともう1つ、職歴等でどういったキャリアがある方が望ましいのか、教えてください。

○森本教育部担当部長

館長適任者ということですがけれども、館長につきましては経験、その館を運営していく中で、すべての判断をしていくというようなところで、他館での経験であるとか、そういうものが非常に生きる職になっておりまして、そういう経験のある方というふうに考えております。資格については、館長の資格というものはございませんので、こちらのほうで経験を重要視して考えていきたいと思っております。

○村松委員長

ありがとうございます。特に資格はなくて、キャリアで判断するということだそうですね。何か。

○竹村委員

同じような、こういったホールの運営の経験ということでよろしいですか。

○森本教育部担当部長

はい、経験といたしましては、そのように考えております。

○村松委員長

よろしゅうございますか。いろいろなホールありますから、なかなかプラザホールというのは、音楽ホールとか専門性じゃないから大変だと思いますね。何かそのほか。

○山西委員

ちょっと私のほうから、すいません。全くお伺いするという感じですが。まさしくこのホールと図書館と、そして先ほど出ました市民交流センター、それぞれの運営に関しての、当然これがばらばらに運営されるわけではないという、相互関連という形において館長レベルから担当者レベル、今はその運営体制について少し教えていただければ助かるという気がします。

○森本教育部担当部長

現在はホール、図書館、市民交流センター、あと小学校も含まれた文化・教育ゾーンなんですけれども、その中で小学校については、今、調整が必要なときに調整をさせていただいております。その他の3館につきましては、現在館長会議というものを設置して、意思の疎通であったり、それから利用の検討であったりというものをしております。それと、現在あるのが文化プラザホールにつきましては文化プラザホール運営委員会、図書館につきましては図書館協議会、交流センターについてはまだ機構改革等の関係でまだできてないんですが、運営委員会の計画がございます。その中で市民を入れて運営についての意見をいただき、それを有機的に文化・教育ゾーン全体で事業ができないか、また有機的に事業自体を組んでいけないかというような形で検討している状態です。今回、来年の4月で機構改革が実現というんですか、実施されましたら、館長会議で意思の疎通はできる。また、全体として運営していく方法などについても、これから検討していきたいと考えております。

○村松委員長

よろしゅうございますか。横のつながりをしっかりやっつけていこうということですね。よろしいですか。ありがとうございます。

その他、御意見、御質疑ございますか。それでは、ありがとうございました。ございませんようですので、ほかに議事ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○武藤教育部次長

それでは、私のほうから平成20年度事業査定結果及び来年度の教育部予算案について御説明いたしますので、お手元に配付いたしました平成20年度事業査定結果一覧、その他資料というふうに書いてございます。1枚ものと、それから平成21年度教育部予算案という

ものをごらんいただきたいと思います。

それでは、初めに平成20年度事業査定の結果について御説明申し上げます。それぞれの所管から提出されました事務事業実施計画表に基づきまして、市長、企画部長により査定が行われました。結果一覧表の一番上ですけれども、教育総務課の学校施設整備事業につきましては、小・中学校の普通教室にエアコンを設置するべく段階的に実施したい旨説明いたしました。事業査定結果では、事業が見送りになりました。校舎の建てかえ計画を含めた全体計画を示すことが指示されております。

次に、学校教育課、奨学金事業につきましては、奨学金月額増額と、新年度準備金、定員数の見直し案を説明いたしました。事業査定結果では、奨学金月額の現行の9,300円から9,900円に増額することは了承されましたが、新年度準備金、定員数については再検討を行うこととなっております。

次の学校施設生ごみ処理機設置事業につきましては、逗子市環境基本計画行動等指針、逗子市ローカルアジェンダ21で求められていた学校給食調理現場の生ごみ処理機の導入について、池子小学校に本年度補正予算による導入も視野に入れ、設置したい旨説明をいたしました。事業査定結果では、平成21年度当初予算で対応することとなりました。

次に、教育研究所の教育相談事業については、適応指導教室運営事業の中で2年間の国の委託事業として実施しておりました問題を抱える子ども等の自立支援事業のスクールソーシャルワーカーの活動実績を生かし、平成21年度からスクールソーシャルワーカー活動事業として、教育相談事業に移し、事業展開したい旨説明いたしました。これにつきましては了承されております。

次に、文化プラザホールの文化プラザホール事務室拡張事業につきましては、事務の効率化を図るため、事務室と自主事業に企画運営を行うスタッフルームを1カ所で事業が行えるよう、事務室を拡張したい旨説明いたしましたが、事業査定結果では事業見送りとなり、手法について再検討を行うこととなりました。

市民交流センターの文化・教育ゾーン整備事業につきましては、フェスティバルパークの整備により逗子文化プラザ全体の事業が完了するという記念事業として、逗子文化プラザグランドオープンイベントを行う旨説明をいたしました。事業査定結果では、イベント費用をできるだけ圧縮することという指示が出ております。

以上、事業査定結果を踏まえまして、平成21年度の予算要求をいたしておりますので、引き続き平成21年度教育部予算案の主要事業概要について説明をいたします。平成21

年度予算編成では、昨年同様、予算要求額についてマイナスシーリングは行わず、ゼロシーリングを基準とする枠配分を上限とする方針のもと、予算編成作業に入っております。年明けに、1月になりますが、企画部長審査及び市長による予算査定が行われる予定ですので、この後御説明いたします要求額、主要事業概要につきましても、変動することがありますことをあらかじめお断りさせていただきます。あくまでも予算要求段階での概要ということで説明をさせていただきます。

最初のページです。職員給与費及び事務の非常勤嘱託員の報酬を除いた教育部の各課別の予算要求一覧表です。一番下の合計欄をごらんいただきたいと思います。平成21年度当初予算で要求額は12億3,284万1,000円で、前年度の当初予算と比較しまして1億564万4,000円の増額要求となります。これらの内容につきまして御説明いたします。まず1ページをごらんください。教育総務課については、幼稚園就園奨励事業について、幼稚園就園奨励費、国庫補助金の保育料等の補助単価の改定見込みにより増額要求をしています。学校施設整備事業は、小・中学校とも学校要望を踏まえ、緊急度の高いものを記載のとおり要求をしております。

2ページに移りまして、学校教育課につきましては、奨学金事業他7事業が掲載されております。奨学金事業につきましては事業査定結果に基づきまして、月額を現行の9,300円から9,900円に増額し、予算要求をしております。3番目の特色ある学校づくり事業は、学校と地域の連携を深める、学校・地域連携活性化委託において、学校支援地域本部の設置など、さらなる充実のため増額要求をしています。下から2番目の学校施設生ごみ処理機設置事業は、給食から出る生ごみの減量化を図るため、池子小学校に新規導入する経費を事業査定結果に基づき要求いたしました。その下の特別支援教育充実事業は、現在、特別支援学級への学習支援員派遣に加え、教育相談コーディネーターが有機的に機能できる体制づくりをサポートすると共に、普通学級において特別な配慮を必要とする生徒への支援活動を行うため、新たに特別支援教員を中学校全校に派遣するほか、特別支援教育に要する研修を実施するなど、支援教育の充実を図ります。このことから、事業名を学習支援員派遣事業から特別支援教育充実事業に名称変更し、予算要求しました。

3ページに移りまして、生涯学習課につきましては、生涯学習推進事業ほか6事業を載せてあります。3番目のふれあいスクール事業については、今年度開設しました池子小学校のふれあいスクールの経費を増額し、予算要求しました。5番目の名越切通整備事業は、本年実施したまんだら堂やぐら群周辺の構築物の撤去工事に続きまして、まんだら堂やぐら群を

適正に管理できるよう、囲い柵を設置する工事費及び工事対象区域の発掘調査等の予算を要求しています。6番目の古墳整備事業は、長柄桜山古墳群の整備に向け、整備基本計画策定委員会の運営経費、発掘調査、地質調査、植生調査及び簡易管入試験等を実施する予算を要求しています。

4ページに移りまして、体育課につきましては6事業を掲載しています。4番目の体育振興事業につきましては、市民スポーツ活動の普及・振興を図るため、体育協会への事業委託、補助を例年同様に予算要求しています。下から2番目の市立体育館維持管理事業につきましては、冷温水機について、経年劣化による部品交換工事と配管内薬品洗浄工事を予定し、増額の要求をしています。

5ページに移りまして、教育研究所につきましては5事業を掲載しています。2番目の副読本事業につきましては、本年度、中学校資料集として編集しました「逗子の自然」の作成が終了したことに伴い、減額となっています。3番目の教育相談事業については、事業査定で了承されたことに基づき、適応指導教室運営事業の中で実施してきたスクールソーシャルワーカーの活動を平成21年度から教育相談事業に移し、事業展開するための経費を増額し、要求をしています。4番目の適応指導教室運営事業では、2年間の文部科学省の委託事業、問題を抱える子供等の自立支援事業終了に伴い、スクールソーシャルワーカーの活動の教育相談事業に移行したため、減額となっています。

6ページに移りまして、小坪公民館・沼間公民館につきましては、それぞれ学級講座事業を例年同様に予算要求したほか、沼間公民館整備事業につきましては、老朽化した冷暖房設備を本年度1基改修しましたが、引き続き来年度は残る1基の改修工事を実施するため、本年度の実績を踏まえまして予算要求をしています。青少年会館につきましては、講座事業の継続実施に当たり、必要な講師謝礼について増額し、要求をしています。

7ページ、図書館につきましては、一番下の図書館事務費において、図書館の運営体制の検討結果を踏まえ、図書館サービス向上のため採用する図書館コーディネーターの報酬を含め、増額要求をしています。

8ページに移りまして、文化プラザホールにつきましては、文化プラザホール維持管理事業として、一体的管理が必要なホール、図書館、市民交流センターの警備などの委託において新たに市民交流センターの清掃委託を21年度から一括管理するための増額のほか、光熱費について電気・ガス料金の改定を見込み、増額の要求をしています。次に、市民交流センターにつきましては、市民交流センター維持管理事業について、清掃委託を文化プラザの一

体的管理のため、文化プラザホール維持管理事業で予算要求するため、減額となっています。

以上、雑駁ですが、事業査定結果及び平成21年度教育部予算案について、また主要事業について概要を説明いたしました。以上で報告を終わります。

○村松委員長

ありがとうございました。20年度の事業査定の結果と、21年度の教育予算について御説明いただきました。9%ぐらいのアップということですから、結構これから厳しい折衝になるだろうと思いますけれども、何か御質問ありますでしょうか。はい、どうぞ。

○竹村委員

学校施設整備事業の中で、エアコンの設置についてなんですが、小学校・中学校の中でも、やはり夏休み期間中に学校へ行って学習をする機会の多い中学校。中学校3校の中でも、それぞれ学校のある場所、設置されている条件によって、3校の中でもやはり大分環境が違うと思うんですね。できるところから確実に進めていくように、エアコンの設置ですね、お願いしたいんですけれども、それについてはどういった感触があるんでしょうか。お願いします。

○館教育総務課長

先ほどの事業査定結果のほうでお話ししたんですけれども、教育部としてはエアコンの設置について、設置したいということで市長部局のほうにお願いしているところです。しかし、市長部局のほうといたしましては、校舎も老朽化しているということもございまして、二重投資の危険もありますので、その辺の全体計画を示せというような指示がございました。ただ、教育委員会といたしましても、校舎の建てかえには多額の費用と相当な年月を要しますので、できる限り、引き続き市長部局のほうには設置に向けて働きかけをしていきたいとは思っております。

○村松委員長

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○五十嵐委員

今に関連して。全体計画を示すことというふうになっているんですが、校舎の建てかえとか整備については、中長期的な計画というのがお持ちでないんですか。

○村松委員長

中長期的な計画あるかということの御質問です。

○五十嵐委員

これについて、また計画を進める予定というのも立っているんですか。整備するのに、全体計画を示すことというお返事があったわけですね、査定結果としてね。エアコンをつけていただくには計画を立てなければならないということと理解していいわけですね。

○館教育総務課長

そうですね、計画を立てるについても、財政的な問題がございますので、段階的にということは考えていますけれども、なかなか難しい面があり、具体的に…。

○柏村教育部長

今回、事業査定の結果は、るる御説明させていただいたところがございますけれども、学校施設が老朽化しているという状況であります。学校の校舎耐震工事はもう実施しているところなんですね。そういうところからすると、今後各学校の校舎がどれだけ耐えられるかということで、耐力度がどのくらいあるのかということが問題になってきます。この耐力度がないという判断があれば、国からの補助など得られまして、財源効率も良いような形で、財政的にも建てかえが可能となるのかなという判断もあろうかと思うんですが、もう既に耐震工事もしておりますし、十分な耐力があるというふうな現状において、今後全体計画を示すことという指示がある中で、教育委員会としましては現在の校舎の状況を今後市長部局のほうに改めて説明していきたいというふうに考えております。全体計画を示す前に、各学校の校舎の状況というのを改めて市長部局と調整していきたいというふうに考えております。その上で、さらに全体計画を示せという話であれば、それは計画を立てていきたいというふうに考えております。

○村松委員長

よろしいですか、現状説明をしっかりとやっていると。その後、全体計画が、必要であれば全体計画を立てるということだそうですね。よろしゅうございますか。その他、御質問、御意見ございますでしょうか。

○五十嵐委員

数の部分と、あと行って来いの部分があるので、ゼロシーリングということだと思っておりますが、21年度の事業について、3ページの古墳整備事業のところ、21年度から始まるようなシステムですか。それとも今までもやっていて、継続して行われるものですか。整備基本計画策定委員会が運営するということになっていると思いますけれども。

○竹内生涯学習課主幹

これは平成17年から発掘の調査しております。古墳の形は、前方後円墳ですが、前方後

円墳で何が重要かといいますと、前方部の鋭角的な角度、それから前方部と後円部をつないでいる、いわゆるくびれ部という部分、そういう部分が1600年ほど昔につくられたものですので、雨露あるいは地震等で形がおぼろげな形になっておりますので、その全体的な築造された当時の形がどうなっていたのかというのがわかるように、トレンチ等を入れて発掘調査をしております。来年度につきましては、さらにその地盤がどうなっているかとか、いわゆる地質調査、それから周りの植生、それから簡易管入試験といまして、パイプを通して地表がどうなっているか、そういった整備に向けての基本的なデータを集めるための調査を来年度はより深く調査していきたい。そういうことで予算を計上させていただいております。

○村松委員長

よろしゅうございますか。データ収集のための予算ということだそうです。他に御質問は、どうぞ。

○山西委員

ちょっと先ほど聞き損じたのかもしれませんが、市民交流センターの部分ですが、全体の予算で2,700万の減になっているわけですが、この資料で見ますと何か約、金額的に直すと2,000万ぐらいのものが最後のページを見ますと20年度にあったものが21年度はゼロになったことで、この2,700万が減になるという資料になっているわけですが、それがちょっとこの資料には何も書いていないので。

○武藤教育部次長

市民交流センターにつきましては、前年度フェスティバルパークの整備工事を、予算的には2,000万円弱の予算を計上しておりました。それが来年度はなくなるということでの差が出ております。

○村松委員長

よろしゅうございますか。それでは…どうぞ。

○竹内生涯学習課主幹

古墳の件なんです、先ほど17年度から発掘していると言いましたけれども、これは18年度からの間違いです。

○村松委員長

18年度の間違いということですね。17年度でなくて18年度からということだそうです。その他ございますでしょうか。

それでは、その他、何か議事ございますか。はい、どうぞ。

○柏村教育部長

先ほど山西委員から御質問がありました議案第14号逗子市立体育館条例施行規則の一部改正中、設立あるいは設置、どちらが正しいのかという御質問に対しまして、答弁に誤りがありましたので、改めて御答弁させていただきます。正しくは、議案にありますように「設立」でございます。訂正していただきたくお願い申し上げます。失礼いたしました。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。先ほど「設置」じゃなくて「設立」ということです。

それでは、よろしゅうございますか。その他について。

ないようですので。

○竹村委員

学校へ行こう週間を中心に、何度か学校を訪問させていただいたんですけども、それに伴う私の感想と、質問をさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○村松委員長

はい、どうぞ。

○竹村委員

何校か訪問させていただきまして、大変感激をしたところでございますが、特にその中で印象に残ったことをいくつか申し上げて質問をさせていただきたいと思います。まず1つ目、沼間中学校で行われていました沼間小学校6年生との合同の授業についてです。こちら、見学させていただいて、沼間中学校の先生方も大変苦勞して、苦心をして指導されていたというふうに思いました。これは今言われています中1ギャップの対策に大変よい効果があるのではないかなというふうに考えていますが、その先生方の苦勞と実際の行っているのメリットですね、その辺についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

もう1つ、沼小と沼中というものの連携は、補習という形でも行われているわけですけども、同じ地区内の小・中ということで非常にやりやすいというふうに考えられますが、他の小学校と中学校の連携ですね、これはこの先、可能性はないのかなというふうに考えます。質問とさせていただきます。

○村松委員長

今、竹村委員のほうから沼間小・中学校合同授業、中1ギャップを埋める授業というようなことでやっておられるということですが、これに比して今後、他の学校でもやる予定はあ

るかどうかということも含めた質問です。どなたか。

○富澤教育部参事

沼間中学校で沼間小6年生を学校に来ていただいて、中学校の先生が授業するという形で行っているものです。何年か前から行っているもので、ねらいはいくつかございますが、中学校での生活や授業の様子をあらかじめわかって理解するということ、それから中学校の環境や先生方に関する理解が進むということのねらいで行っております。また、小・中連携ということも目指していくということです。沼間中学校は沼間小学校の6年生が全部上がってくる、1小1中という形になっております。ほかの学校はという部分で申し上げますと、久木中学校は小坪小、久木小、逗子小と3つの学校から上がってきます。逗子中学校は逗子小と池子小、学校が2つ、3つという形で、調整が難しい部分と、距離的な問題があるところがあるなということで、それぞれ小・中連携の部分で、各学校工夫をしているところですけども、その辺で困難点があります。ただ、学校説明会、学区希望制にかかわる学校説明会等のときに、部活動の体験をしたりとか、そんな工夫をして小・中連携のことを進めております。今後、今のような困難点はありますけれども、中1ギャップ等を防げるような形の工夫をしていただくように働きかけをしていきたいと思っております。以上でございます。

○村松委員長

よろしいですか。合同授業じゃなくダブル授業なんですね。先生が教えられる。中学校の先生が小学校へ

○富澤教育部参事

沼間小学校の6年生が沼間中学校へ行って、沼間中学校の先生が教えます。

○村松委員長

一緒になって中学と合同でやるというわけじゃないんですね。単独ですね。よろしゅうございますか。

○竹村委員

例えば福井市でしたっけ、この間の教育委員会の研修会で紹介されましたけれども、小と中の連携が学力向上につながる一つの要因でもあるというふうな事例報告もありますし、さっきの中1ギャップのこともそうですし、何らかの形が将来的に行えたらいいなというふうには、私は個人的に考えています。

それともう1つだけ。大変印象に残ったんですが、逗子中学で合唱発表会を見学させていただきましたけれども、大変すばらしくて、クラスが非常にまとまっているな。担任の先生

の指導が行き届いているなということをととても強く感じました。豊かな心をはぐくむには合唱発表会のような行事はとても大切だというふうに私は考えておりますが、学校がいろいろな時間の問題で制限されていく中で、練習の時間はきちっと確保されているのか、またこれから先も確保していただけるようお願いをしたいんですが。質問というか、お願いします。

○富澤教育部参事

学校でいくつか行事を行っておりますが、合唱発表会も特にその部分で子供たちの心を育てるという重要な行事ととらえております。先生方の指導もあるんですが、先輩、3年生の合唱を聞いて1年生がまたすばらしいなという、先輩から後輩に伝わっていく部分があるととらえております。学習指導要領が変わって、授業時数がふえるという部分で、放課後の時間の厳しい部分は出てきますけれども、大切な行事であるということで、学校の中でいろいろ工夫をしていただいているということで、進めていただけたらと思っております。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。それでは竹村委員からの意見と質問について回答をいただきました。ありがとうございます。そのほか、よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○山西委員

今の竹村委員のお話聞いていて、1つ先ほどの小・中連携の問題と、幼・小連携の問題、その動き含めて、もし幼・小ですと、これはやはり保護者がどうそこに絡んでくるかという中での連携の仕方も当然考えていく必要、逗子でもいくつか今まで動きもあったと思うんですが、今までの状況について御説明いただけたらと思っております。

○高館教育研究所長

幼・小連携につきましては、平成15年以前より、幼・保・小連携推進委員会が逗子で立ち上がっています。私がかかわっているここ数年の中では、1年間の中で、幼稚園、保育園、小学校それぞれの、1園1校ずつの公開授業それから保育活動の見学をして、その後協議をするという形で取り組がすすんできているところです。昨年から今年にかけては、行事交流だけではなく、もう一歩進めようということで、今年は池子小学校、それから湘南保育園が中心となったと聞いていますが、交流行事に向けてまず教員と保育園の先生が集まって、それぞれの指導の目的、活動等を確認をして、一緒に行事をつくっていくという形で取り組んでいると聞いています。次年度以降もその様な形で進めていくということを年度末の幼・小連携推進委員の中で提案をして、確認をしていくように聞いています。

○村松委員長

よろしゅうございますか。幼・保の問題、幼・保・小の問題、小・中の問題、いろいろあって、やはり教育向上については連携というのは大事だということで、引き続きいろんな側面で研究していただければというふうに思っております。

○村上教育長

今の件につきまして、幼・保・小の連携ですが、15年前から立ち上げまして、年々充実してきています。この陰には市立、逗子市の幼稚園というのはございませんので。すべて私学の幼稚園でございますから、先生方、子どもは研修会という名目打っても、なかなか私学の先生、園長先生が職員を勤務時間の中で外に出すということは難しいということがございます。各私立の園長さんに御理解いただきまして、皆さんの連携の話し合いがしっかり持てるというふうになってきております。またさまざまな機会を見て、小学校への就学の援助やら保育と小学校教育の連携を推進させていきたいと思っております。以上です。

○村松委員長

ありがとうございます。その他よろしゅうございますか。

それでは、これにて終わりますが、次回の定例会については、1月26日（月曜日）午前10時からを予定しておりますが、決定については改めて委員に御通知いたします。

これをもちまして教育委員会12月定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。